

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済掛金の事業主負担分掛金と善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)は公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)は当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点
 - ① 本部サービス区分
 - イ わにか荘拠点
 - ① 特別養護老人ホームサービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 通所介護サービス区分
 - ④ 小規模多機能型居宅介護サービス区分
 - ⑤ 居宅介護支援サービス区分
 - ⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - ウ 愛生園拠点
 - ① 施設入所支援サービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 生活介護サービス区分
 - ④ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - エ 仁の里拠点
 - ① 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 認知症対応型通所介護サービス区分
 - ④ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - オ 東米良拠点
 - ① 通所介護サービス区分
 - ② ボランティアセンターサービス区分
 - ③ 居宅介護支援サービス区分
 - カ 宮崎リハビリテーションセンター拠点
 - ① 施設入所支援サービス区分
 - ② 短期入所サービス区分
 - ③ 生活介護サービス区分
 - ④ 自立訓練(機能訓練)サービス区分
 - ⑤ 相談支援サービス区分
 - ⑥ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - ⑦ ニツ山生活介護サービス区分
 - ⑧ 居宅介護サービス区分
 - ⑨ 障がい者専用シェアハウス事業サービス区分
 - ⑩ 障がい者専用アパート事業サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	101,984,986	0	0	101,984,986
建物	1,308,994,330	163,657,000	96,396,013	1,376,255,317
合計	1,410,979,316	163,657,000	96,396,013	1,478,240,303

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・該当なし

8. 担保に供している資産

- ・該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,681,153,429	1,304,898,112	1,376,255,317
建物	14,338,659	9,667,369	4,671,290
構築物	12,478,572	3,384,468	9,094,104
機械及び装置	18,437,375	4,818,300	13,619,075
車両運搬具	38,705,318	37,262,027	1,443,291
器具及び備品	322,489,327	227,664,057	94,825,270
合計	3,087,602,680	1,587,694,333	1,499,908,347

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

- ・該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。
(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
大和証券 マルチコーラブル・円 ／豪ドル・パワーリ バースデュアル債	200,000,000	192,460,000	7,540,000	2037年7月24日に額面償還
合計	200,000,000	192,460,000	7,540,000	

12. 関連当事者との取引の内容

- ・該当なし

13. 重要な偶発債務

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

- ・該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

- ・該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・該当なし

計算書類に対する注記 (本部事務局拠点 区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
 - (1) 本部事務局拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㉠))は省略している。
ア 本部事務局サービス区分
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㉡))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る
国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	1,500,160	1,350,144	150,016
器具及び備品	1,404,788	847,874	556,914
ソフトウェア	1,282,008	1,279,068	2,940
合計	4,186,956	3,477,086	709,870

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記 (わにつか荘拠点 区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、
支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
 - (1) わにつか荘拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㉑))
 - ア 特別養護老人ホームサービス区分
 - イ 短期入所サービス区分
 - ウ 通所介護サービス区分
 - エ 居宅介護支援サービス区分
 - オ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㉒)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	395,523,989		△ 23,333,688	372,190,301
合計	395,523,989	0	△ 23,333,688	372,190,301

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る
国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	836,679,039	464,488,738	372,190,301
建物	2,739,789	2,381,285	358,504
構築物	210,000	189,000	21,000
車両運搬具	7,110,720	6,836,104	274,616
器具及び備品	108,975,452	76,977,122	31,998,330
合計	955,715,000	550,872,249	404,842,751

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
大和証券 マルチコーラブル・円 ／豪ドル・パワーリ バースデュアル債	100,000,000	96,230,000	3,770,000	2037年7月24日に額 面償還
合計	100,000,000	96,230,000	3,770,000	

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記 (愛生園拠点 区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
 - (1) 愛生園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㊱))
 - ア 施設入所支援サービス区分
 - イ 短期入所サービス区分
 - ウ 生活介護サービス区分
 - エ 生計困難者相談支援事業サービス区分
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㊲)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	51,109,918			51,109,918
建物	350,032,150		22,496,740	327,535,410
合計	401,142,068	0	22,496,740	378,645,328

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る
国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	582,679,818	255,144,408	327,535,410
建物	1,529,870	742,672	787,198
車両運搬具	4,790,546	4,790,544	2
器具及び備品	72,925,522	52,471,882	20,453,640
合計	661,925,756	313,149,506	348,776,250

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益	備考
大和証券 マルチコーラブル・円 ／豪ドル・パワーリ バースデュアル債	100,000,000	96,230,000	3,770,000	2037年7月24日に額 面償還
合計	100,000,000	96,230,000	3,770,000	

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記 (仁の里拠点 区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。

- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
- (1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㉑))
 - ア 地域密着型特別養護老人ホームサービス区分
 - イ 短期入所生活介護サービス区分
 - ウ 認知症対応型通所介護サービス区分
 - エ 生計困難者相談支援事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㉒)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	31,532,290			31,532,290
建物	247,004,643		15,931,254	231,073,389
合計	278,536,933	0	15,931,254	262,605,679

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る
国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	401,001,704	169,928,315	231,073,389
車両運搬具	5,170,385	4,961,818	208,567
器具及び備品	45,413,532	34,325,966	11,087,566
合計	451,585,621	209,216,099	242,369,522

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし

計算書類に対する注記 (東米良拠点 区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担掛金及び法人独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び法人独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
- (1) 仁の里拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㉑))
 - ア 地域密着型通所介護サービス区分
 - イ ボランティアセンターサービス区分
 - ウ 居宅介護支援サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㉒)) は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	3,000,000	0		3,000,000
建物	65,095,287	0	6,837,762	58,257,525
合計	68,095,287	0	6,837,762	61,257,525

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る
国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	74,401,300	16,143,775	58,257,525
建物	390,500	52,326	338,174
構築物	180,400	60,252	120,148
器具及び備品	12,424,850	5,112,126	7,312,724
合計	87,397,050	21,368,479	66,028,571

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

計算書類に対する注記 (宮崎リハビリテーションセンター拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産
定額法又は旧定額法を採用している。
平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については旧定額法、
平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については定額法を採用している。
- ・無形固定資産
定額法を採用している。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—職員の退職給付に備えるため、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金及び善仁会独自の退職給付制度の掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとする。

(3) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）
なお、取得差額が少額であり重要性が乏しいものについては償却原価法を適用していない。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの … 決算日の市場価格に基づく時価法

2. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

3. 採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員退職共済制度及び善仁会独自の退職給付制度による。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- ・当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。
- (1) 宮崎リハビリテーションセンター拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (㉑))
 - ア 施設入所支援サービス区分
 - イ 短期入所サービス区分
 - ウ 生活介護サービス区分
 - エ 自立訓練(機能訓練)サービス区分
 - オ 相談支援サービス区分
 - カ ニツ山生活介護サービス区分
 - キ 居宅介護サービス区分
 - ク 障害者専用アパート事業サービス区分
 - ケ 障害者専用シェアハウス事業サービス区分
 - コ 生計困難者相談支援事業サービス区分
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (㉒))は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	16,342,778	0	0	16,342,778
建物	251,338,261	163,657,000	27,796,569	387,198,692
合計	267,681,039	163,657,000	27,796,569	403,541,470

※建物増加額のうち53,602,000円については、期首の建設仮勘定の振替額である。

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る
国庫補助金等特別積立金の取崩し

・該当なし

7. 担保に供している資産

・該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	786,391,568	399,192,876	387,198,692
建物	9,678,500	6,491,086	3,187,414
構築物	12,088,172	3,135,216	8,952,956
機械及び装置	18,437,375	4,818,300	13,619,075
車輛運搬具	20,133,507	19,323,417	810,090
器具及び備品	81,345,183	57,929,087	23,416,096
有形リース資産	0	0	0
合計	928,074,305	490,889,982	437,184,323

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

・該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

・該当なし

11. 重要な後発事象

・該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・該当なし